

資料編

1. 松阪市環境基本条例
2. 松阪市環境基本条例と松阪市環境基本計画関連図
3. 松阪市環境審議会
4. 松阪市環境基本計画策定委員会
5. 松阪市環境基本計画庁内策定検討会
6. 松阪市環境基本計画中間見直し策定チャート
7. 松阪市環境基本計画中間見直し策定経過
8. 環境基本計画中間見直し（中間案）に関する意見（パブリックコメント）
9. 用語解説

1. 松阪市環境基本条例

○松阪市環境基本条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 149 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 基本方針と環境基本計画（第 8 条—第 12 条）

第 2 節 個別の分野における施策（第 13 条—第 19 条）

第 3 節 参画と協働のための施策（第 20 条—第 23 条）

第 3 章 推進及び調査体制等（第 24 条—第 27 条）

第 4 章 委任（第 28 条）

附則

前文

伊勢平野の中央部に位置する松阪市は、西に高見山地より連なる美しい山並みが広がり、これより流れ出る水は、櫛田川、阪内川、中村川などの清らかで力強い流れとなり、東に広がる伊勢湾に注ぎ込んでいる。この山から海まで連なる一連の緑の帯は、肥沃な大地と地域に応じた生態系を育み、私たちはこの恵みを受け自然と共存して発展してきた。

また、蒲生氏郷の松阪開府より、江戸期には松阪商人の活躍を背景に、本居宣長を生みだし、その後も多くの文人墨客を輩出するなど独自の個性ある文化を形づくってきた。

これらの豊かな自然と、先人が築いてきた歴史や文化は、私たちの日常生活に安らぎとうるおいを与え、私たちの生活を内面から豊かにしてくれている。

しかしながら、便利な暮らしを求め続ける私たちは、大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返すことで、環境への負荷を増大させ、その影響は生物の生存の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えている。

もとより私たちは、松阪市のうるおいある豊かな環境を良好な状態で享受する「権利」を有するとともに、その環境を将来にわたって、守り、育み、さらに引き継いでいかなければならない。

この認識のもと、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全と創造に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現することを目指し、ここに松阪市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、うるおいある豊かな環境を保全し創造するため、基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の連携のもとそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) うるおいある豊かな環境 人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 うるおいある豊かな環境の保全と創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を構築すること。
- (2) すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくため健全な水循環の回復と維持に努めること。
- (3) 多様な生物が生息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然そして生物を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- (4) 先人が築きそして引き継いできた歴史文化遺産を発掘、保全及び活用し、これらの所産が、私たちの生活の中に密着したものとして活かされるとともに、歴史文化環境の大切さを引き継ぎ伝えていくこと。

- (5) 地球環境保全に関して、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に松阪市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って環境にやさしい行動を実践すること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し実施するものとする。

- 2 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に努めるものとする。
- 3 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のための広域的な取り組みを必要とする施策においては、国、三重県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体及び事業者（以下これらを「市民等」という。）と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、うるおいある豊かな環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(市民団体の役割)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努めるものとする。

- 2 事業者は、公害その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

第2章 うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 基本方針と環境基本計画

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復及び維持
- (2) 多様な生態系並びに自然環境の保全及び回復と動植物の保護
- (3) 都市生活型公害及び産業公害の防止及び予防
- (4) 快適環境の創造
- (5) 循環型地域社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境学習の充実

(環境基本計画)

第9条 市長は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、市の総合計画の基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第24条第1項に規定する松阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境行動指針への適合)

第 11 条 市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(年次報告書の作成)

第 12 条 市長は、毎年、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 2 節 個別の分野における施策

(水源のかん養機能及び水の浄化作用のための森林の保全)

第 13 条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、森林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識のもと、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく森林の保全に対し必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

第 14 条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成等)

第 16 条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる町並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第 17 条 市は、循環型地域社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第 18 条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第 19 条 市は、市民等との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に向けた行動指針を定め、その普及に努めるとともに、この指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 参画と協働のための施策

(環境教育及び環境学習の推進)

第 20 条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する生涯学習の支援のための施策
- (3) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策

2 市民及び市民団体は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他のうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第 22 条 市は、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第 20 条に規定する環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 23 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第 3 章 推進及び調査体制等

(松阪市環境審議会)

第 24 条 市は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

- 2 審議会は、環境基本計画に関する事項その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民から公募した者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(調査等の実施)

第 25 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第 26 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を実効性のあるものとするため、環境に係る監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(財政措置)

第 27 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 4 章 委任

第 28 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

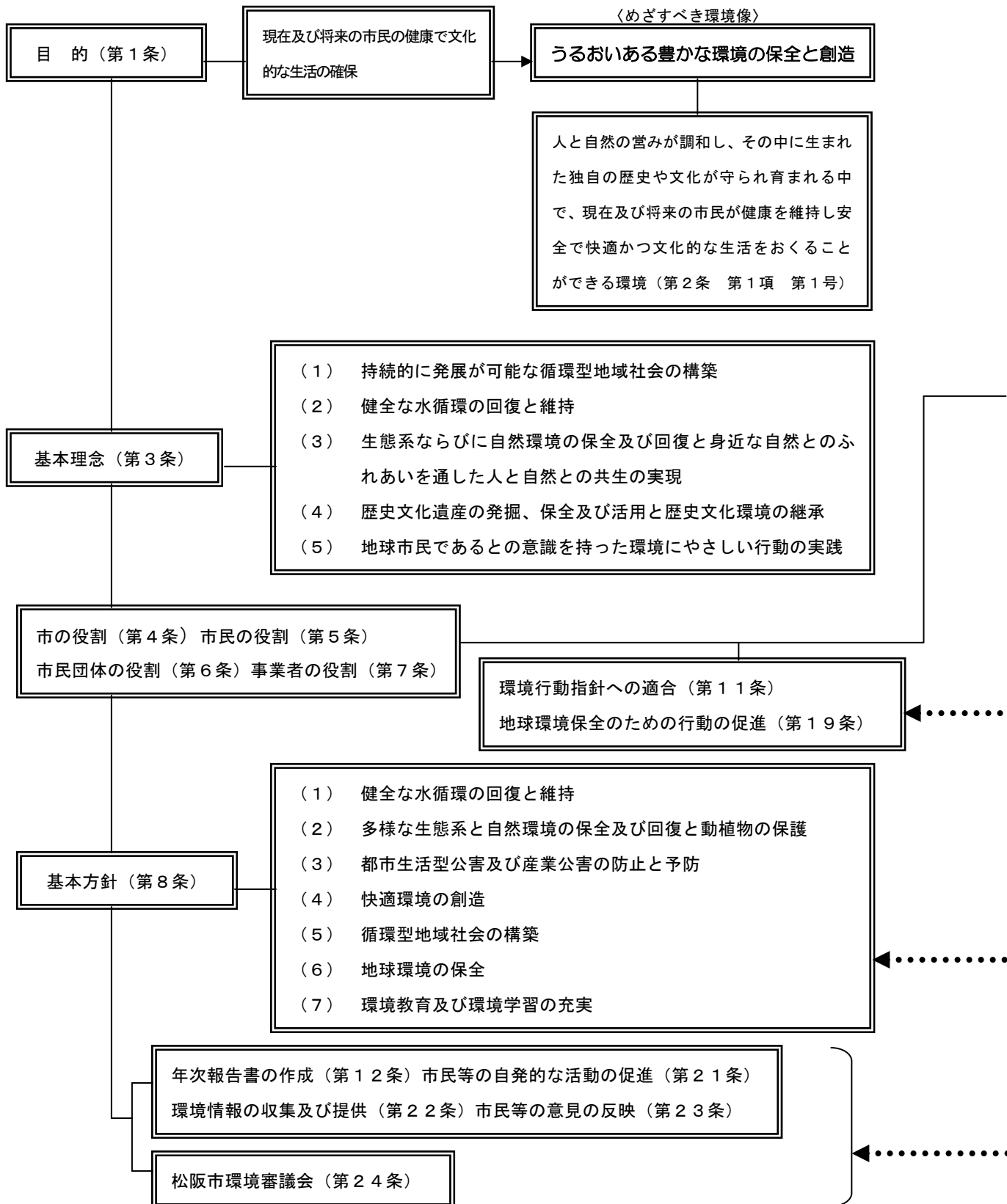
附 則

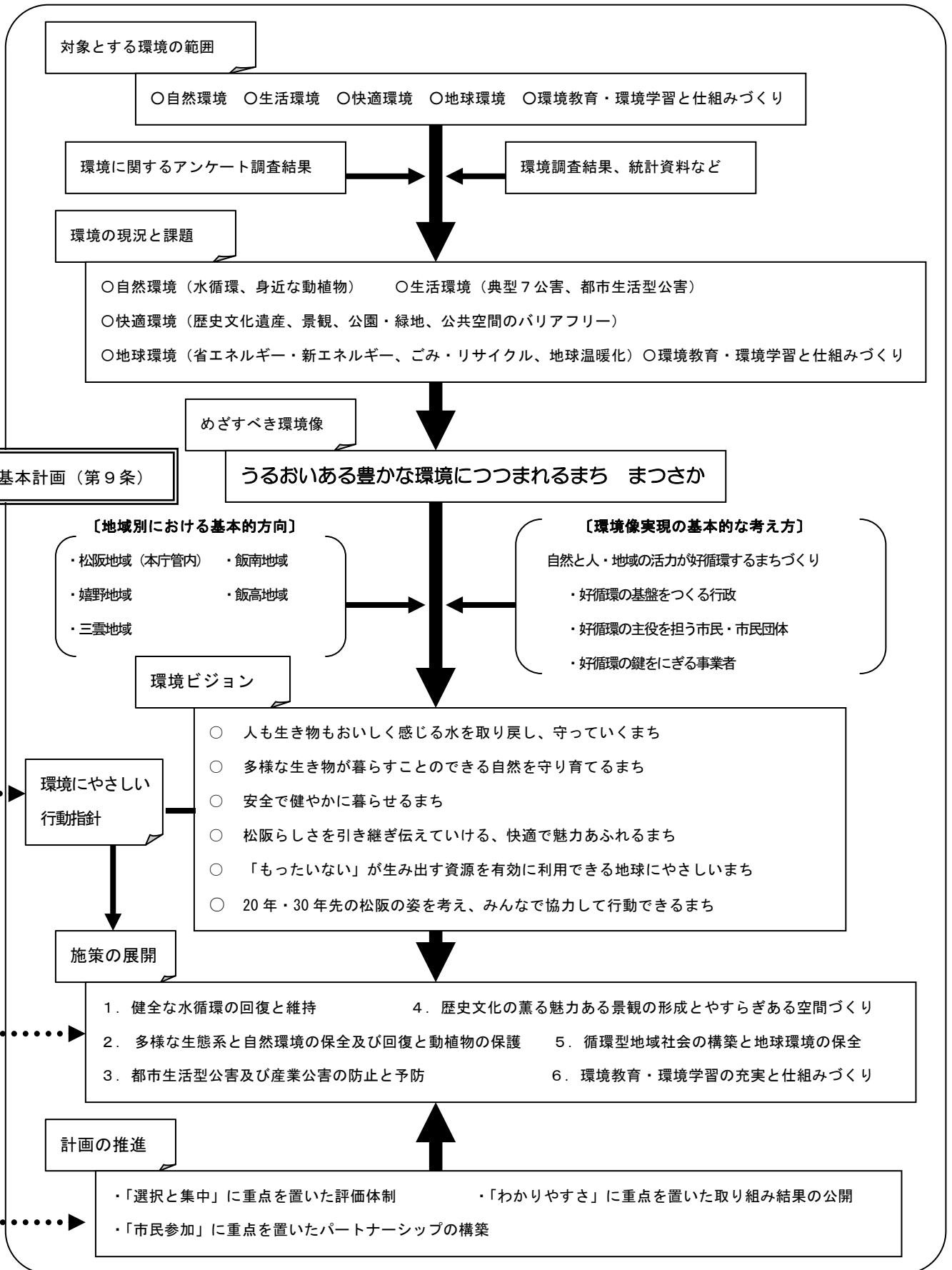
この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 18 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 松阪市環境基本条例と松阪市環境基本計画関連図





3. 松阪市環境審議会

○松阪市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市環境基本条例（平成17年松阪市条例第149号）第24条第6項の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○松阪市環境審議会名簿

(五十音順)

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	吉 田 弘 一	三重中京大学 名誉教授
副会長	富 田 靖 男	元三重県立博物館 館長
委 員	大 橋 純 郎	松阪漁業協同組合
	笠 井 清	公募委員
	門 暉代司	元本居宣長記念館 館長
	木 原 寿 代	公募委員
	杉 崎 清 子	元三重中京大学短期大学部 教授
	須 藤 弘	松阪飯南森林組合
	筒 井 弘 佳	セントラル硝子株式会社
	中 村 左 恵	公募委員
	西 川 浩 美	公募委員
	野 田 宰 治	公募委員
	福 田 昭	松阪市立米ノ庄小学校
	牧 戸 継 右	(社) 三重県建築士会 顧問 (松阪支部)
	山 本 清 巳	松阪農業協同組合

○松阪市環境審議会意見書

平成23年12月 2日

松阪市長 山中光茂 様

松阪市環境審議会
会長 吉田弘 一

松阪市環境基本計画中間見直し版（最終案）について（意見）

松阪市環境基本条例第24条第2項の規定に基づき、「松阪市環境基本計画中間見直し版（案）」について、市民の立場あるいは専門的な立場からの審議・検討を踏まえ、幅広い観点と広い視野に立った多角的な面から計画全般について審議を重ねてまいりました。

先般提出されました「松阪市環境基本計画中間見直し版（最終案）」は、審議の過程において、各委員より出ました意見・提案を反映した計画であります。さらに、昨年度策定された「松阪市総合計画」の『市民みんなで』という考え方が取り入れられ、市民、市民団体、事業者とともに環境像の実現に向け、環境施策に取り組んでいこうとする市の意欲が伺えます。

また、再検討されました環境目標数値も、近年の環境や社会情勢の急激な変化に対応したものであり妥当な数値であると判断します。

計画の推進にあたりましては、本計画に具体的に示された「市民、市民団体、事業者、市」の各主体が取り組みを広く周知し協働することにより、環境目標が達成されますことを期待いたします。

4. 松阪市環境基本計画策定委員会

○松阪市環境基本計画策定委員会規則

(設置)

第1条 松阪市環境基本条例（平成17年松阪市条例第149号）第9条の規定に基づく松阪市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定及び見直しするため、松阪市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他前号の事務遂行のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長がやむを得ない理由により委員会の会議（以下「会議」という）に出席できない場合は、あらかじめ委員長の指定する委員が委員長に代わってその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 7 日規則第 297 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○松阪市環境基本計画策定委員会名簿

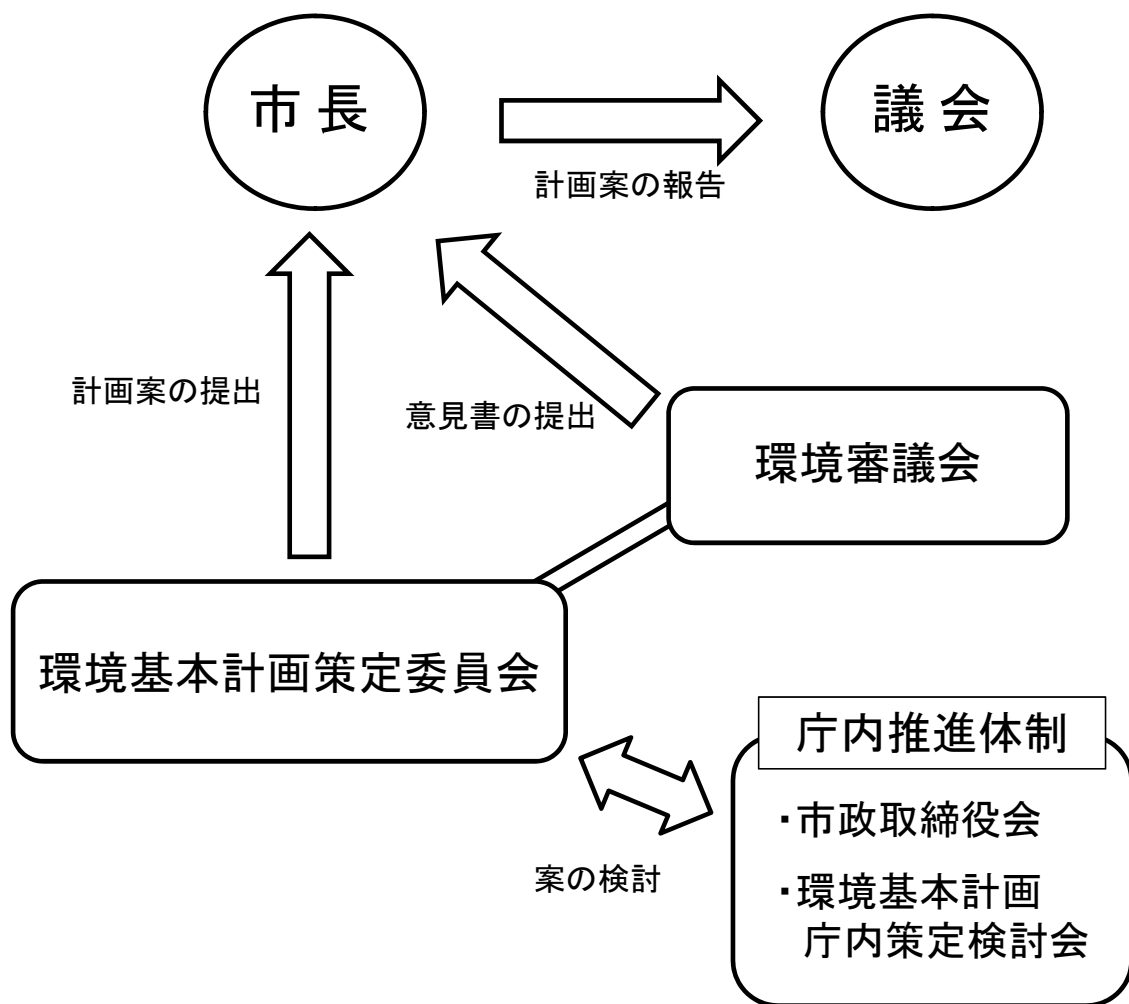
（五十音順）

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	西 孝	三重中京大学 地域社会研究所
委 員	大 泉 千 花	松阪市立柿野小学校
	中 村 陽 子	市民代表
	中 山 翼	三重中京大学生
	村 林 守	三重中京大学
	山 際 京 子	市民代表
	横 井 美 登	松阪市自治会連合会

5. 松阪市環境基本計画庁内策定検討会

担当環境分野	所 属	氏 名
自然環境	環境課	山口 真 澄
		氏 木 正 人
	農林水産課	中 林 正 明
	農村整備課	安 田 鉄 也
	土木課	亀 村 明 史
生活環境	環境課	山口 真 澄
		磯 田 博 己
		氏 木 正 人
	農林水産課	岡 本 良 博
	農村整備課	宇 田 寛 之
	商工政策課	西 嶋 秀 喜
	下水道建設課	森 唯 人
快適環境	福祉課	近 田 弘 之
	農林水産課	古 川 勝
	土木課	長 谷 直 哉
	都市計画課	船 木 精 二
	教育総務課	青 木 覚 司
	文化課	近 藤 悦 昌
地球環境	財務課	今 西 正 美
	環境課	山 口 真 澄
	清掃事業課	後 藤 隆
	清掃政策課	下 倉 基 彦
	農林水産課	竹 内 信 介
	企業立地推進室	政 木 達 也
環境教育・環境学習	コミュニティ推進課	田 中 靖
	環境課	山 口 真 澄
	清掃政策課	下 倉 基 彦
	こども未来課	福 山 桂
	学校支援課	濱 田 晶 子
	いきがい学習課	深 田 政 己
全環境分野	職員課	若 山 幸 則

6. 松阪市環境基本計画中間見直し策定チャート



7. 松阪市環境基本計画中間見直しの策定経過

年月日	事項	主な内容
平成 23 年 4 月 28 日	第 1 回策定委員会	・委員の委嘱（7 人） ・環境基本計画中間見直しに関する概要説明
平成 23 年 5 月 2 日～ 平成 23 年 5 月 23 日	中間見直しに係る市民意見の募集	・計画見直しの参考とするため、市民意見の募集を行った。
平成 23 年 5 月 24 日	第 1 回庁内策定検討会	・環境基本計画中間見直しに関する説明
平成 23 年 5 月 30 日	第 2 回策定委員会	・第 1 章（計画の基本的事項）、第 2 章（松阪市の現況と課題）について検討
平成 23 年 6 月上旬	庁内策定検討会	・第 5 章（施策の展開）施策部分の検討
平成 23 年 6 月 20 日	第 3 回策定委員会	・第 3 章（めざすべき環境像と環境ビジョン）、第 4 章（環境目標）について検討
平成 23 年 7 月 25 日	第 4 回策定委員会	・第 5 章（施策の展開）前半について検討
平成 23 年 8 月 26 日	第 5 回策定委員会	・第 5 章（施策の展開）後半について検討
平成 23 年 9 月上旬	庁内策定検討会	・第 5 章（施策の展開）施策部分の検討
平成 23 年 9 月 12 日	第 6 回策定委員会	・第 6 章（計画の推進）、第 7 章（環境にやさしい行動指針）について検討
平成 23 年 9 月 22 日	第 1 回環境審議会	・環境基本計画中間見直しに関する概要説明 ・第 1 章～第 7 章の審議
平成 23 年 10 月 11 日	第 7 回策定委員会	・環境基本計画中間見直し（中間案）のまとめ
平成 23 年 10 月中旬	庁内策定検討会	・中間案の内容確認
平成 23 年 10 月 20 日	第 2 回環境審議会	・環境基本計画中間見直し（中間案）の審議
平成 23 年 10 月 24 日	松阪市自治会連合会環境美化研究会 松阪市環境パートナーシップ会議会員資料送付	・松阪市自治会連合会理事及び環境美化研究会委員に環境基本計画中間見直し（中間案）の意見聴取を行った。 ・松阪市環境パートナーシップ会議会員に資料を送付し、環境基本計画中間見直し（中間案）の意見を募った。
平成 23 年 10 月 25 日 ～平成 23 年 11 月 7 日	パブリックコメント	・環境基本計画中間見直し（中間案）に対する市民の意見を募集した。
平成 23 年 11 月 10 日	第 8 回策定委員会	・環境基本計画中間見直し（最終案）のまとめ
平成 23 年 11 月 22 日	第 3 回環境審議会	・環境基本計画中間見直し（最終案）の審議
平成 23 年 12 月 2 日	策定委員会最終案の提出	・市長へ計画最終案を提出。
平成 23 年 12 月 2 日	環境審議会意見書提出	・市長へ計画最終案に対する意見書を提出。

8. 松阪市環境基本計画中間見直し（中間案）に関する意見（パブリックコメント）

環境基本計画策定委員会により策定され、環境審議会により審議された環境基本計画中間見直し中間案について、松阪市自治会連合会への意見聴取、松阪市環境パートナーシップ会議会員への意見募集を行うとともに、パブリックコメントを実施し、22件のご意見・ご要望が寄せられました。

- 対象者 市内に居住している方、市内の事業所や学校などに通勤・通学されている方、市内に事務所などを有している企業及び団体等。
- 募集期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月7日（月）
- 閲覧方法 松阪市ホームページにて中間案を閲覧・ダウンロードできるほか、松阪市役所（第一分館環境課 および 本庁舎1階情報公開室）、各地域振興局（地域住民課）、各地区市民センターにて閲覧。
- 意見提出方法 記入用紙に住所、氏名、年齢、性別、連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、環境課まで直接持参、又は郵送、FAX および電子メールにて提出。

提出いただいたご意見の概要とご意見に対する見解は次のとおりです。

■ ご意見の概要とご意見に対する見解

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
1	P5 第1章 対象とする環境の範囲	安心・安全の観点から放射線対策及び水害対策について取り上げて欲しい。	本計画は、対象とする環境施策の範囲を「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」、「環境教育・環境学習と仕組みづくり」としてしています。今回は、中間見直しということで、対象とする環境施策の範囲をはじめ、めざすべき環境像等本計画の骨格部分は継承し、修正の必要がある箇所のみ見直しています。
2	P12 第2章 水循環（山・川・海）に対する課題	二級河川（県管轄）のごみ対策が遅れているように思われる。特に洪水の後がひどく改善の対策が必要であると思われる。	県において、対策等進められておりますが、市としても、周辺の自然的、社会的、歴史的環境に調和した河川の整備に努めるよう施策（P60）を記載しています。
3	P15 第2章 大気の汚染に対する課題	大気中のNO _x 、SO _x の濃度が少しずつ増加しているという。特に高速道路が出来てから目立っており、酸性雨の問題も含めて注意してほしい。	本計画において、大気における現況として、近年の二酸化窒素の推移を掲載しています。本市の環境調査及び三重県の環境調査において、継続して大気汚染物質の調査は必要であると考えます。
4	P18 第2章 都市生活型公害に対する課題	商品動物（ペット）による近隣騒音や糞尿の問題が一向に減らない。マナーやモラルだけでは無理なのではないか。	第5章施策テーマ「近隣公害への対応」において、動物の適正な飼養について、関係機関と連携して啓発等を進める施策（P74）を記載しています。

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
5	P21 第2章 公園・緑地	ベルファーム、森林公園は都市公園ではないのか。都市公園として位置づけられるのであれば、明記すべきである。また、位置づけが別であれば用語解説で説明が必要。	松阪農業公園ベルファームと松阪市森林公園は、都市計画施設として定める都市公園ではありません。松阪農業公園ベルファームは、都市と農村の交流拠点、自然や農業について学ぶ体験施設として、また、松阪市森林公園は、自然に親しむ環境を市民に提供するとともに、森林資源の活用を図り、併せて地域の経済的向上に資するための施設として位置づけられています。 松阪農業公園ベルファームについて用語解説に記載いたします。
6	P27 第2章 環境教育・環境学習と仕組みづくりに関する現況と課題	小・中学生を対象にするのであれば、具体化し、考慮する学習型より体験型の方が頭に入ってきやすいと思われる。	本計画においても、参加・体験型の環境教育・環境学習の充実を図る必要があると捉え、課題として挙げています。 また、第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」では、「環境教育・環境学習の充実」を図るための施策（P96）を記載しています。
7	P30、90 第3章 めざすべき環境像 第5章 省エネルギー・新エネルギーの推進	EU諸国のように、これからは環境観光都市作りに重点を置き、国内でトップの都市をめざすべきである。軸として、ハイオガス・ハイオディーゼルプラントで電力供給を行い、これらに付随させる環境ビジネスを育てることでCO2削減につながる。また、地域の大学と連携し、学生を全国から集め、各々事業者が育てば税収も見込め、市の財政負担も軽減される。また、そのプラントを見学することで波及効果もある。プラントを市が所有することが理想ではあるが、民間に委託の方法もある。	本計画において、めざすべき環境像を「うるおいある豊かな環境につつまれるまちまつさか」として掲げ、この環境像の実現に向けた施策（P58～97）を展開しています。 また、第5章施策テーマ「省エネルギー・新エネルギーの推進」において、「地域資源を活用した新エネルギーの創造」について施策（P90）を記載しています。
8	P34 第3章 地域別における基本的方向	おいしい水を守る。そのためには過疎化が進む川上の森林を保全する方策を立てる。川下は人が自然を愛し健やかに暮らしていくことのできるまちづくり。	第3章「環境ビジョン」（P36）において、「人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくまち」として、水循環に配慮したまちをめざすよう掲げています。また、第5章施策の展開において、「健全な水循環の回復と維持」のために、施策テーマ「森林保全と林業の活性化」を掲げ、森林保全に関する施策（P58、59）を記載しています。
9	P36 第3章 環境ビジョン（環境教育・環境学習と仕組みづくり）	新設される住民協議会内において環境問題に取り組んでいる方との協働も。	本計画で示す環境像実現に向けての基本的考え方である「好循環」について、住民協議会をはじめとする市民団体、市民、事業者、行政が協働していくことが大切であると考えます。

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
10	P58-97 第5章 各施策テーマ	各施策テーマに「目標」が書かれているが、どの「目標」も中身がスローガンの、実施時期や数値目標、あるいは達成・未達成の判断基準が入っていないことから、具体的にその「目標」が達成された時の状態がわからない。 「目標」という言葉ではなく、「方針」、「指針」、「理念」という言葉に変えてはどうか。	第5章施策テーマごとに使用している「目標」は、「市の施策及び市民、市民団体、事業者の取り組みがめざすもの」という位置づけで使用しています。 なお、第4章（環境目標）にて、環境ビジョンの達成度を評価する一つの指標として数値目標を設定しています。
11	P58-97 第5章 レイアウト	行政の関連施策番号の「⇒①」は次のページと勘違いする。各取り組みの文章の前に番号を入れてはどうか。 また、具体的な取り組みの事例がないので、事例集としてまとめるか、具体事例をコラム的に掲載してはどうか。	「行政の関連施策番号」を「(該当ページ)の行政関連施策番号」に修正し、わかりやすく表記します。
12	P58-61 第5章 健全な水循環の回復と維持	最も大切な川上でやらなければならないことが、市民、市民団体、事業者とも“ボランティア”が一番では情けない。中高生などの夏季休暇を利用しての体験学習を必須項目として取り組むなどの積極的な展開はできないか。 施策の内容について、99%が農林水産課で、一部環境課になっているが、所轄する担当部門がおかしくないか。また、企業の森などの活動はここでは扱わないのか。	第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」において、将来を担う子どもたちに対して環境教育を進めるよう施策（P96）を記載しています。 第5章施策の展開では、それぞれの施策に対し、担当所属を「担当課」と記載しておりましたが、主な担当課を記載する「主担当」として、表記を変更いたします。 企業の森は県の事業ではありますが、市としても、県や林業関係者と共に森林整備を進めていくものと施策（P58）を記載しています。
13	P64 第5章 自然環境に配慮した農業・漁業の促進 施策番号③	「飯高地域資源活用交流施設（飯高駅）」を「飯高駅（飯高地域資源活用交流施設）」にする。	飯高駅の正式名称は「飯高地域資源活用交流施設」であるため、「飯高地域資源活用交流施設（飯高駅）」としています。
14	P66 第5章 大気汚染の防止	法改正や条例の解説など、事業者に対するPRを積極的にすべきである。事業者と行政による協定の締結や工場団地などで地域環境活動の展開をしてはどうか。1社だけの活動ではなく、広がりしてほしい。 事業者から法令違反者を出さないために法律を市民・事業者へ解説する必要がある。	現在市では、公害防止に関する法律や条例等をホームページに掲載しています。 「事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する立場から公害行政を尊重し、相互に協力して地域の実情に適応した公害防止対策を推進すること」を目的に公害防止協定の締結を進めています。 地域環境活動について、松阪市環境パートナーシップ会議の活動において展開していくものと理解しています。

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
15	P67、71、73 第5章 市民団体の取り組み	具体的取り組みがないので、市民団体の取り組みを削除する。	ご指摘のとおり削除いたします。
16	P80 第5章 公園・緑地の整備	中心地（駅前等）にこそベルファームのようなテーマパークが必要なのではないか。	現時点において、そのような計画はありません。
17	P90 第5章 省エネルギー・新エネルギーの推進	計画を進めている「清掃工場」からの発電はできないか。	新ごみ処理施設の建設に関し、発電能力を備えた施設として、計画を進めております。
18	P96 環境教育・環境学習の推進	定期的な講座開催や認定証の発行など市民の連続性を考えて欲しい。	第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」において、「人材の育成及び体制の整備」に向けた施策（P96）を記載していません。
19	P96 環境教育・環境学習の推進	松阪市民にごみについて学習する機会をもっと作って市民の意識レベルをもっと高める必要がある。 そのために中間処理業者等の施設見学会などを行い、市民の学習の場を提供して欲しい。市民が見学することで市民の監視につながり、事業者の法令違反を未然に防ぐことができる。	第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」において、P96の施策番号①について、「自然や歴史文化とふれあうことのできる体験体感学習などの場や機会の充実など市民に対し環境学習の場の提供に努めます。」と修正し、市民に対する環境学習の施策を記載いたします。
20	P114 第7章 市の行動指針	「エコフィスアクションプログラムまつさか」について、見直し前では、「温室効果ガスの総排出量に関する目標」、「財の購入・使用に関する目標」等の具体的内容が記入されていたが、今回は省略されている。模範的な計画を具体的に市民、市民団体、事業者に示す意味からも具体的内容の記載を願う。	前計画では市の取り組みとして「エコフィスアクションプログラムまつさか」について記述していましたが、今回の見直しにより、「市の行動指針」と変更し、環境施策の推進、一事業者としての取り組みの2本立てとしております。本計画においては数値目標等を割愛しましたが、地球温暖化対策率先実行計画には具体的内容を掲載しています。
21	全体 章構成	全体の構成として、分野ごとに現状把握から課題抽出・目標・実行内容まで章を分けずに一連の流れで読めるように変えてはどうか。 今の構成では、第2章で現状と課題を各分野ごとに記述し、その対策を第5章で記述しているので読みにくい。	今回は、中間見直しということで、章の構成をはじめ、めざすべき環境像等本計画の骨格部分は前計画を継承し、修正の必要がある箇所のみ見直しています。
22	全体 文章	紙の減量のため、文章を減らして表形式で内容を表現し、ページ数を減らしてはどうか。	わかりやすさに重点を置きましたが、ページ数は前計画と同様となりました。全体を通しページ数の削減に努めています。

9. 用語解説

【あ】

アイドリングストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するととも有効な手段であるとされている。

悪臭防止法

工場・事業場からの悪臭物質の排出の規制措置等を定めた法律。1971年（昭和46年）に施行された。

一般廃棄物

市民の日常生活において家庭から排出されるごみなどや、事業者から排出される産業廃棄物以外の紙くすなどのごみのこと。

ウォームビズ

過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くビジネススタイルのこと。地球温暖化の防止を目的に、クールビズ同様に環境省が2005年（平成17年）に提唱した。

エコオフィス

事務や事業に対して、環境負荷を意識し環境にやさしい取り組みを優先して行う事業所のこと。

エコドライブ

エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境にやさしい取り組み。

エコフィスニュース

市職員向けに、地球温暖化防止への身近な取り組みなどを掲載した啓発紙。環境課が毎月発行する。

温室効果ガス

地球温暖化を進行させる大気中のガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類がある。

温暖化防止のための国民運動

「チャレンジ25キャンペーン」として世界に約束した日本の目標である「温室効果ガス排出量25%の削減」を実現するための国民的プロジェクト。「1人ひとりの行いは、ちょっとしたことかもしれない。でも、それがチームとなって結集すれば、地球規模の大きな力になれる。」とのコンセプトのもと、二酸化炭素削減のための6つのアクションプランを掲げ地球温暖化防止の取り組みを進めている。

【か】

街区公園、近隣公園、地区公園→都市公園を参照。

拡大生産者責任（EPR）

生産者の責任を、製品の製造・流通時だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方のこと。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理及び家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置について定めた法律。平成 11 年に施行された。

学校エコチャレンジ

市内の公立小・中学校及び幼稚園を対象として、環境保全のための計画を教職員、児童、生徒が立案し目標をたて、ごみの減量・分別や節電、節水、クリーン作戦などの取り組みを学校・園単位で行うもの。

合併処理浄化槽

台所やお風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。これに対し、水洗トイレなどの汚水だけを浄化する浄化槽のことを「単独処理浄化槽」と呼ぶが、現在「単独処理浄化槽」の新規設置は法律で禁止されている。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。具体的には、大気、水、土壌、騒音をどのレベルに保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものである。

環境自治体会議

自治体や団体間のネットワークづくりを推進し、情報を共有することにより、環境施策を推進することを目的に、積極的に環境政策に取り組んでいる全国の自治体で構成する組織。平成 24 年 2 月現在 55 の自治体が入会している。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質。疑われる化学物質として、ダイオキシン、ポリ塩化ビフェニール類（PCB）、殺虫剤の DDT などがある。

環境林

従来の木材生産に特化した「生産林」と区別して、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、土壌保全などの効果が最大限発揮されるとともに、人間や生き物にもやさしい共有空間としての機能も併せ持った環境保全志向の高い森林や山林として位置づけたもの。

かん養機能

森林の土壌が、降水を貯蔵し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

企業の社会的責任（CSR）

企業は、社会の一員として存続するためには、社会の一員であることを自覚して、地域経済、雇用、消費者保護や環境への配慮など社会全体に対する責任を果たすべきだとする考え方。

京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」で採択された、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書のこと。

近隣公害

エアコンの室外機による騒音やペットの鳴き声などが原因で、生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブルのこと。

クールビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005年（平成17年）から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏に「ノーネクタイ・ノー上着ファッション」の軽装によるワーキングスタイルのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーン調達

製品の原材料・部品や事業活動に必要な資材などを環境への負担が少ないものから優先的に調達しようとする事。

グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。

公益的機能

森林の持つ水を蓄える、水の浄化、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収・固定、やすらぎを与える（ふれあいの場）、野生生物の生息環境など多くの人や生き物に与えるよい働きを指している。

公害防止協定

地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたもの。平成 23 年 3 月 31 日現在、本市は、56 の事業所と公害防止協定を締結している。

公共下水道

区域内の汚水や雨水を排水管や、配水溝で集め、汚水は処理してから放流し、雨水はそのまま排除するための下水道で、終末処理場を有するか、または流域下水道に接続しているものをいう。

交通バリアフリー

高齢者、身体障がい者や妊婦、けが人なども含め、みんなが公共交通機関を使って移動しやすくするためのバリアフリー化のこと。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブであり、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

コミュニティ

地域社会のことで、地域性と共同意識によって成立している社会。

【さ】

里山

人里離れた奥山ではなく、集落の近くにあって、燃料としてのマキ（薪炭用木材）や山菜とり、あるいは落ち葉を利用した堆肥づくりなど、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所のこと。

浚渫（しゅんせつ）

水底の土などをさらい取ること。

新エネルギー

化石燃料に代わるクリーンなエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、小水力（水路などの落差を利用する）やバイオマス（木材や動物のふんなどを利用する）などの自然のエネルギーと、水素を利用した燃料電池などがある。

針広混交林

針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林のこと。森林本来の持つさまざまな公益的機能を回復させる施業として期待されている。

振動規制法

工場・事業場及び建設工事からの振動の規制措置等を定めた法律。1976年（昭和51年）に施行された。

水質汚濁防止法

工場などから公共用水域に排出される汚水・廃液による水質汚濁の防止を図り、被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めている法律。1971年（昭和46年）に施行された。

3R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの語の頭文字をとった言葉。循環型社会を実現するために、ごみになるものを減らし、繰り返し何度も使い、資源として再生利用するという考え方。

ゼロ・エミッション

廃棄物を徹底分別しリサイクルを促進することで、焼却や単純埋立てによって処分する産業廃棄物をなくすということ。

騒音規制法

工場・事業場、建設工事及び自動車からの騒音の規制措置等を定めた法律。1968年（昭和43年）に施行された。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール(Co-PCB)の総称であり、それぞれ毒性が異なる。人への影響については、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる毒性を有するといわれている。

大気汚染防止法

工場などから生じる煤煙（ばいじん）や自動車の排気ガスなどを規制し、大気汚染を防止するとともに、被害が発生した場合の事業者の損害賠償責任について定めている法律。1968年（昭和43年）に施行された。

地球温暖化

人間の経済活動などで大気中の二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が増加し、地球全体の気温が上昇する現象のこと。異常気象や自然生態系、農業などへの影響が心配されている。

低公害車

排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた車両のこと。具体的な車両として、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられるが、開発が進む燃料電池車や低燃費型のガソリン・ディーゼル車も低公害車として含まれるとする考えもある。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニング、金属部品洗浄等に用いられる不燃性で水に溶けない無色の液体。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められている。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体などが都市計画区域等において設置する公園または緑地のこと。

主な種類	内 容
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園のこと。
運動公園	都市住民全般の主として運動することを目的とする公園のこと。
地区公園	主に徒歩圏内に居住する人の利用を目的とする公園のこと。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的により配置する。
近隣公園	主に近隣に居住する人の利用を目的とする公園のこと。
街区公園	主に街区に居住する人の利用を目的とする公園のこと。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地のこと。

トリクロロエチレン

金属部品洗浄、半導体製造工程等で使われる不燃性で水に溶けない無色の液体。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められている。

【な】

二酸化硫黄

石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼酸化されることにより発生する。呼吸器系に有害であるとともに酸性雨の原因となる有害物質である。

二酸化窒素

工場や事業所のボイラーや自動車のエンジンなどが主な発生源である。二酸化硫黄同様に呼吸器系に有害な影響を与える物質である。

ネットワーク

一定の目的をもってつながっている網の目のような組織。例えば、道路網（ネットワーク）、通信網（ネットワーク）などを使用する。

農業集落排水施設

農村の生活環境整備を目的として、公共下水道の整備対象とならない地区の汚水処理をする施設のこと。

海苔ひび

養殖する海苔を付着生育させるための海中に立てる木や竹の枝。

【は】

パートナーシップ（協働）

行政、市民、市民団体、事業者など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

バリアフリー

バリア（障壁）をなくすこと。建築用語では、建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障がい者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様をすることを意味する。建築分野に限らず、公共施設や交通機関、身の回りの商品でもバリアフリー化が進んでいる。障がい者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障がいの除去という意味にも使われる。

ビオトープ

生物の生息空間のことであり、地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を形づくっている空間のこと。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊やその他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

【ま】**松阪市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画**

長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めた計画。平成 19 年 3 月に策定し、平成 23 年度に中間見直しを行った。

松阪市開発行為に関する環境保全条例

市域における開発行為と環境の保全との調和等を図るため、開発行為に関し、必要な措置を定め環境の保全の推進に寄与することを目的として、平成 17 年 1 月に制定した条例。

松阪市景観計画

本市の豊かな景観を市民共通の資産として認識するとともに、この豊かな景観を次世代へ継承し、良好な景観形成を実現化することを目的に、平成 20 年 10 月に策定した計画。

松阪市交通バリアフリー基本構想・嬉野町交通バリアフリー基本構想

高齢者、身体障がい者を含むすべての市民が、住み慣れた地域や家庭において健康で生き生きと暮らせるまちづくりを実現させるために、交通バリアフリー施策の検討を行うことを目的に平成 16 年 3 月に策定した基本的な方針。

松阪市市民活動センター

松阪を中心にボランティアや NPO など、公益的な活動をする市民を分野や領域を越えて支援する市民活動の拠点施設。市民活動に関する情報収集やネットワーク形成の場として利用できる。

松阪市民バリアフリー推進チーム

だれもが安全・快適に生活できるバリアフリー社会を実現するため、市民の視点で公共施設や歩道等のバリアフリー化についての点検調査、意見提案を行うとともに、バリアフリーについての普及啓発活動等を実施している。

松阪市森林整備計画

地域の実情に即した森林整備（伐採、造林、保育等）を総合的・計画的に実施し林業振興を図るために策定した計画。10 年間の計画で、5 年毎に見直しを図る。

松阪市総合計画

本市が今後 10 年間でめざす将来像「市民みんなで幸せを実感できるまち」の実現のため、その基本方向を示した計画のこと。計画は主に、本市の将来像を示し、その実現に向かって取るべき政策を分野別に整理した「基本構想」、基本構想で示した将来像の実現に向かって必要な施策を体系に整理した「基本計画」、さらに基本計画の計画期間で取り組む具体的な事業を示す「実施計画」の 3 つから構成されている。平成 23 年度を初年度とし、市長の任期に合わせ、評価・見直しを図る。

松阪市地域新エネルギービジョン

市域における長期的な展望に立った新エネルギーの活用を促進することを目的に、平成 20 年 2 月に策定した計画。

松阪市地球温暖化対策率先実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）

大規模な事業者であり消費者の立場から、地球温暖化防止のための行動を市自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図ることを目的に、市有施設等における温室効果ガス削減に取り組むことを示した計画。平成 12 年に策定し、平成 17 年度の市町合併後は、旧 4 町の施設にも拡げ、取り組みを行っている。

松阪市田園環境整備マスタープラン

農業農村整備事業実施の基本原則である「環境との調和への配慮」を実践してゆくことを目的に策定した計画。新市として平成 17 年 6 月に策定し、その後随時見直しを行っている。

松阪市農業振興地域整備計画

優良農地の維持保全を図りつつ、生産基盤、生産自然環境を含めた農村の総合的な整備を進め、活力ある農村地域の土地利用を進める目的で策定した計画。昭和 48 年に策定し、概ね 5 年毎に見直しを図っている。

松阪市バリアフリーのまちづくり基本計画

効果的かつ効率的なバリアフリー環境の実現を図るため、道路、公園等の公共施設や交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、地域の生活環境の重要な要素となっている建物のバリアフリー化をめざして平成 14 年 3 月に策定した計画。

松阪市緑の基本計画

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する、緑とオープンスペースの総合的計画。

松阪農業公園ベルファーム

農業をはじめとする地域産業の振興を支援し、市民の健康及び福祉の向上並びに地域の環境と調和した魅力あるまちづくりに寄与するための施設。

三重県公害事前審査制度

三重県公害事前審査会条例に基づき、工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、防止に関する技術的事項を審査する制度。

三重県生活環境の保全に関する条例

三重県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護と環境水準の向上に関する事項を定めた条例。事業場及び日常生活における環境への負荷の低減、工場等における公害の防止、環境美化、産業廃棄物の適正処理などを規定している。平成13年3月に制定された。

木材のカスケード利用

木材はリサイクルが容易な材料であることから、廃棄物として燃やさずに、価値の高い順にできるだけ長く繰り返し利用し、最終的には木質バイオマスとしてエネルギー利用するといったカスケード的（多段階的）利用が望ましいとすること。

木質バイオマス

木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源のこと。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

【や】

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。ユニバーサルデザインの7原則として以下のものがある。
①誰にでも公平に利用できること。②使う上で自由度が高いこと。③使い方が簡単ですぐわかること。④必要な情報がすぐに理解できること。⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること。⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること。⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること。

【B】

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物を微生物等が分解する際に使う酸素の量を表す数値で、この量が多いほど水中の有機物が多いことになり汚れていると判断される。

【C】

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を薬品で化学的に分解させ、そのときに消費された薬品中の酸素の量で有機物の量を示す。この量が多いほど水中の有機物が多いことになり汚れていると判断される。

【I】

ISO14001

1996年（平成8年）に国際標準化機構（ISO, International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際標準規格。環境マネジメントとは、組織が自ら環境に関する方針及び目的を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを実施・運用（Do）し、その結果を点検及び是正（Check）し、これに基づきさらによくなるように見直し（Act）を行うというPDCAサイクルを確立することであり、これにより、組織の活動が環境に与える影響を適切に管理し、環境の保全と汚染の予防を図ることをめざすものである。

【M】

Matsusaka-EMS（松阪市環境マネジメントシステム）

平成23年10月から運用を開始した松阪市独自の環境マネジメントシステム。それまで運用していたISO14001に基づくシステムよりも事務量やコストの削減を図りながらも、取り組みの自主性を高めるなどして環境負荷低減をさらに進めていく仕組みとしている。

M-EMS（ミームス）

取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシステムの制度（仕組み）を構築・普及し、幅広い県内事業者の環境負荷低減に向けた取り組みを促進することを目的として、三重県が進める小規模事業者向けの環境マネジメントシステムのこと。